



三井造船株式会社は
平成29年に創業100周年を
迎えます。

第114回 定時株主総会 招集ご通知

Notice of the 114th Ordinary General Meeting of Shareholders

日 時

平成29年6月28日（水曜日）午前10時

場 所

浜離宮三井ビルディング 2階

東京都中央区築地5丁目6番4号

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 吸収分割契約承認の件
- 第4号議案 定款一部変更の件
- 第5号議案 取締役10名選任の件
- 第6号議案 監査役1名選任の件

議決権行使期限

平成29年6月27日（火曜日）午後5時まで

目 次

第114回定時株主総会招集ご通知…	2
株主総会参考書類……………	5
事業報告……………	34
連結計算書類……………	58
計算書類……………	60
監査報告……………	62

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご支援を賜りまして、厚く御礼申し上げます。おかげさまで当社は平成29年11月14日に創業100周年を迎えます。これもひとえに株主の方々をはじめ、皆様のご支援のおかげであると心より感謝申し上げます。

さて、ここに第114回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

今後につきましては、平成28年2月に公表した「MES Group 2025 Vision」達成に向けてのファーストステップである「2017年度中期経営計画」（17中計）に掲げました「グループ総合力の発揮による利益率の向上と収益安定化」を目指し、当社グループ一丸となって取り組んでまいります。

また、平成29年3月に公表しましたとおり、平成30年4月1日をもって持株会社体制に移行することを目指し、現在準備を進めております。持株会社体制の下では、経営と執行の分離を進めることで事業独立性と経営責任を明確にし、各事業の戦略立案・実行のスピードを上げ、更なるグループ企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年6月

代表取締役社長CEO

田中孝雄



》企業理念

社会に人に信頼されるものづくり企業であり続けます

当社グループの事業の中心は、高い技術を基盤に地球環境にやさしく、社会や人に役立つ製品・サービスを提供する「ものづくり」です。その「ものづくり」を通じて社会の発展に寄与することで、社会や人から信頼を勝ち得ることが当社の存在意義・使命です。そして、その信頼なくしては、当社の存続はありえないと考えています。

》経営姿勢

お客様により高い満足を提供します 安全で働き甲斐のある職場を実現します
社会の発展に寄与します 企業永続のために利益を追求します

株主各位

東京都中央区築地5丁目6番4号
三井造船株式会社
代表取締役社長 田中孝雄

第114回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第114回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3～4頁の「議決権行使のご案内」に従って、**平成29年6月27日（火曜日）午後5時まで**に議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 平成29年6月28日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 浜離宮三井ビルディング 2階
東京都中央区築地5丁目6番4号 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第114期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第114期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 株式併合の件
第3号議案 吸収分割契約承認の件
第4号議案 定款一部変更の件
第5号議案 取締役10名選任の件
第6号議案 監査役1名選任の件 |

以 上

◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ① 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト ▶▶▶▶ <http://www.mes.co.jp/>

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただける方

会場受付にご提出

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。

議決権行使書用紙をご持参ください



株主総会開催日時

平成29年6月28日（水曜日）
午前10時

株主総会にご出席いただけない方

郵送によるご提出

書面（議決権行使書用紙）に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

各議案の賛否をご記入ください

議決権行使書

こちらを切り取ってご返送ください

行使期限

平成29年6月27日（火曜日）
午後5時到着分まで

インターネット等でご入力

当社指定の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<http://www.web54.net>

詳細は次頁をご覧ください

行使期限

平成29年6月27日（火曜日）
午後5時入力分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号 議決権行使回数 印

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案
賛否表示欄	(賛)	(賛)	(賛)	(賛)	(賛)	(賛)
	(否)	(否)	(否)	(否)	(否)	(否)

お願い

-
-
-
-

〇〇〇株式会社

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

賛成の場合 「賛」の欄に○印

否認する場合 「否」の欄に○印

一部の候補者を否認する場合（第5号議案）
「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

※インターネットによる議決権行使に必要な、「議決権行使コード」と「パスワード」が記載されています。

※各議案につきましては、賛否の表示がなされない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいようお願い申し上げます。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんのでご了承願います。

当社の指定する議決権行使ウェブサイト <http://www.web54.net>

議決権行使期限：平成29年6月27日（火曜日）午後5時まで受け付けいたします。

① 議決権行使ウェブサイトへアクセス ② ログインする ③ パスワードの入力



<http://www.web54.net>
「次へすずむ」をクリック



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

※ご自身で「パスワード」を設定されていない株主様は、新しい「パスワード」をご登録していただく必要があります。



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

- インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱っていただきます。
- インターネット等と議決権行使書用紙の両方で議決権を重複して行使された場合は後に到着したものを、両方が同日に到着した場合にはインターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱っていただきます。

☒ パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切に取り扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネットによる議決権行使に関する操作方法等がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行

証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話

0120(652)031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

操作方法等が
ご不明な場合

その他のご照会は、以下にお問い合わせください。

- 証券会社に口座をお持ちの株主様 お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
- 証券会社に口座のない株主様 三井住友信託銀行 証券代行事務センター
(特別口座をお持ちの株主様) [電話]0120(782)031(フリーダイヤル) / (受付時間 9:00~17:00 土・日・休日を除く)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社「ICJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主資本の充実を図りながら、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを利益配分の基本方針としております。

第114期の期末配当につきましては、この基本方針を踏まえ、株主の皆様への利益還元と今後の事業展開のための内部留保等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類

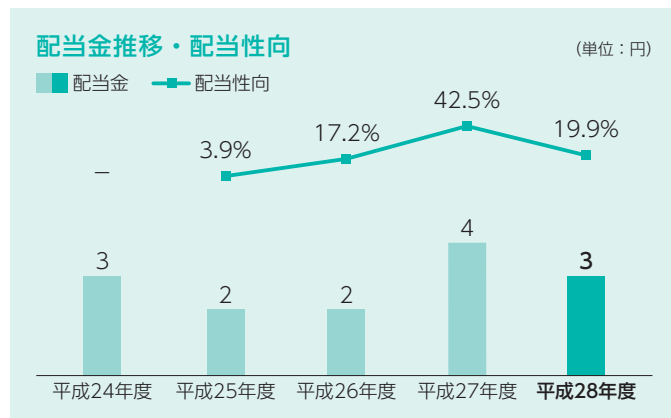
金 銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき 金 3 円
総額 2,424,660,615 円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年 6 月 29 日



配当基本方針

当社は、事業発展のための設備投資、研究開発投資及び財務基盤を強化するための株主資本の充実を総合的に判断しながら、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当につきましては中間配当を行うことができる旨を定款で定めておりますが、期末配当の年 1 回を現在の方針としております。配当の決定機関は中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

第2号議案 株式併合の件

1. 提案の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的として、平成30年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社は、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、平成29年5月22日開催の取締役会において、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することを決議いたしました。

これに伴い、単元株式数の変更後も当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また、株主の皆様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うとともに、発行可能株式総数についてもこれと同じ割合で現行の15億株を1億5千万株に変更するものであります。

なお、上記の単元株式数の変更は、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、その効力が発生することとしております。

2. 併合の割合

当社の普通株式について、10株を1株に併合いたします。

なお、株式併合の結果、その所有株式の数に1株に満たない端数が生じる株主の皆様に対しては、会社法の定めに基づき、当社がこれを一括して売却し、その売却代金を端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

150,000,000株

【ご参考】

本議案が原案どおり承認可決された場合には、会社法第182条第2項及び第195条第1項の定めに従い、定款の一部変更の株主総会決議を経ずに、平成29年10月1日をもって、現行定款第6条及び第8条が次のとおり変更されることとなります。

（下線部分は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>15億株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>1億5千万株</u> とする。
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。

第3号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社は、平成28年2月に発表した、当社が目指す将来像や方向性、今後の10年間にわたる会社のあり方を示す長期ビジョン「MES Group 2025 Vision」の達成に向けたファーストステップとして、平成29年2月7日に「2017年度中期経営計画」を策定、公表しております。その中で、「環境・エネルギー」「海上物流・輸送」「社会・産業インフラ」の3事業領域に注力し、グループ総合力の発揮による利益率の向上と収益安定化を目指していく旨を記載しておりますが、そのためには「2017年度中期経営計画」にも記載しておりますとおり、「経営基盤の深化」と「グループ経営の深化」を進めていく必要があると考えております。

当社を取り巻く事業環境は、原油価格の変動、大型プラント投資の回復速度の鈍化、為替変動（米国の為替政策転換リスク）、商船市場の需要回復の遅れに加え、中国・韓国といった新興国の競合造船会社勢による技術面を含めた急速なキャッチアップ等の大きな変化の時期を迎えている一方、新興国を中心としたエネルギー需要の増加や環境・省エネ志向の高まりを背景に事業拡大の機会も大きくなっております。このような事業環境下において、グループ経営の深化を加速させるために、当社の船舶・艦艇事業、機械・システム事業及びエンジニアリング事業をそれぞれ事業会社として分社化し、持株会社体制へ移行することにいたしました。

持株会社体制への移行のため、当社は、第4号議案「定款一部変更の件」の承認可決及び本件分割（以下に定義します。）の効力発生を条件として、平成30年4月1日（予定）をもって、当社100%子会社である3社（MES船舶・艦艇事業分割準備株式会社、MES機械・システム事業分割準備株式会社及びMESエンジニアリング事業分割準備株式会社（以下、各会社を個別に「承継会社」又は「各承継会社」といいます。））に対し、当社の船舶・艦艇事業、機械・システム事業及びエンジニアリング事業を承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うため、平成29年5月22日付で各承継会社との間で吸収分割契約（以下総称して「本件吸収分割契約」といいます。）を締結いたしました。

2. 本件吸収分割契約の内容

(1) 「吸収分割契約書（写）」（MES船舶・艦艇事業分割準備株式会社）

吸収分割契約書（写）

三井造船株式会社（以下「甲」という。）及びMES船舶・艦艇事業分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、船舶・艦艇事業（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本件分割）

本契約に定めるところに従い、甲は、吸収分割の方法により、甲が本件事業に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲

商号：三井造船株式会社

住所：東京都中央区築地五丁目6番4号

(2) 乙

商号：MES船舶・艦艇事業分割準備株式会社

住所：東京都中央区築地五丁目6番4号

第3条（承継する権利義務に関する事項）

1. 乙が、本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」に記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、承継対象権利義務のうち、（i）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ii）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第4条（本件分割に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

乙は、本件分割に際し、乙の普通株式49,800株を発行し、その全てを承継対象権利義務に代えて甲に対して交付する。

第5条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加する乙の資本金、資本準備金及びその他資本剰余金の額は、次のとおりとする。ただし、本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）における本件事業における資産及び負債の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金 1,990百万円
- (2) 資本準備金 500百万円
- (3) その他資本剰余金 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額

第6条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、平成30年4月1日とする。ただし、本件分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項につき株主総会の決議による承認を求める。

第8条（競業避止義務）

甲は、効力発生日後も、別途合意する場合を除き、乙に対し、本件事業に関して競業避止義務を負わない。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第10条（本件分割の条件の変更又は解除）

本契約締結から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲乙協議の上、本件分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第7条に定める甲又は乙の株主総会における本契約の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られなかった場合には、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年5月22日

(甲) 東京都中央区築地五丁目6番4号

三井造船株式会社

代表取締役 田中 孝雄

(乙) 東京都中央区築地五丁目6番4号

MES船舶・艦艇事業分割準備株式会社

代表取締役 古賀 哲郎

別紙

承継対象権利義務明細表

効力発生日において、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、乙が甲から承継する資産及び債務については、甲の平成29年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

記

1. 資産

本件事業に関して有する以下の資産

(1) 流動資産

現金及び預金、受取手形、売掛金、仕掛品、前払金、前払費用、未収入金、繰延税金資産、仮払金、貸倒引当金等、本件事業に関する流動資産の一切。ただし、短期貸付金を除く。

(2) 固定資産

有形固定資産、無形固定資産、投資その他資産等、本件事業に関する固定資産の一切。ただし、土地、建物、長期貸付金、社員向け福利厚生施設並びに上場会社株式及び本件事業の管理対象にない非上場会社株式を除く。

2. 債務

本件事業に関して有する以下の負債

(1) 流動負債

支払手形、買掛金、リース債務、未払金、未払費用、前受金、保証工事引当金その他の流動負債等、本件事業に関する流動負債の一切。ただし、短期借入金、CMS預貸制度による預り金を除く。

(2) 固定負債

リース債務等、本件事業に関する固定負債の一切。ただし、社債、長期借入金、関係会社事業損失引当金を除く。

3. 雇用契約等

(1) 雇用契約

本件分割の効力発生日において船舶・艦艇事業本部に在籍しているすべての従業員との雇用契約の一切。

(2) 労働協約

本件分割の効力発生日において甲が三井造船労働組合連合会・三井造船労働組合との間で締結している労働協約のうち、同労働組合との間で承継対象として別途合意したもの。

4. 雇用契約を除く契約

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約、ライセンス契約等の知的財産権（ノウハウを含む。以下同じ。）に関する契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらに基づいて発生した一切の権利義務。ただし、資材の調達に関するものその他の本件事業と本件事業以外の事業とで共同又は共通して締結している契約のうち本件事業以外の事業に関する部分、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

5. 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

6. 知的財産権

主として本件事業に関する一切の知的財産権。

以上

(2) 「吸収分割契約書(写)」(MES機械・システム事業分割準備株式会社)

吸収分割契約書(写)

三井造船株式会社(以下「甲」という。)及びMES機械・システム事業分割準備株式会社(以下「乙」という。)は、機械・システム事業(以下「本件事業」という。)に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割(以下「本件分割」という。)に関し、次のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(本件分割)

本契約に定めるところに従い、甲は、吸収分割の方法により、甲が本件事業に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条(当事者の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲

商号：三井造船株式会社

住所：東京都中央区築地五丁目6番4号

(2) 乙

商号：MES機械・システム事業分割準備株式会社

住所：東京都中央区築地五丁目6番4号

第3条(承継する権利義務に関する事項)

1. 乙が、本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務(以下「承継対象権利義務」という。)は、別紙「承継対象権利義務明細表」に記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、承継対象権利義務のうち、(i)法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は(ii)本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第4条(本件分割に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項)

乙は、本件分割に際し、乙の普通株式49,800株を発行し、その全てを承継対象権利義務に代えて甲に対して交付する。

第5条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加する乙の資本金、資本準備金及びその他資本剰余金の額は、次のとおりとする。ただし、本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）における本件事業における資産及び負債の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 資本金 | 1,990百万円 |
| (2) 資本準備金 | 500百万円 |
| (3) その他資本剰余金 | 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額 |

第6条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、平成30年4月1日とする。ただし、本件分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項につき株主総会の決議による承認を求める。

第8条（競業避止義務）

甲は、効力発生日後も、別途合意する場合を除き、乙に対し、本件事業に関して競業避止義務を負わない。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第10条（本件分割の条件の変更又は解除）

本契約締結から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲乙協議の上、本件分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第7条に定める甲又は乙の株主総会における本契約の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られなかった場合には、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年5月22日

(甲) 東京都中央区築地五丁目6番4号

三井造船株式会社

代表取締役 田中 孝雄

(乙) 東京都中央区築地五丁目6番4号

MES機械・システム事業分割準備株式会社

代表取締役 岡 良一

別紙

承継対象権利義務明細表

効力発生日において、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、乙が甲から承継する資産及び債務については、甲の平成29年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

記

1. 資産

本件事業に関して有する以下の資産

(1) 流動資産

現金及び預金、受取手形、売掛金、仕掛品、前払金、前払費用、未収入金、繰延税金資産、仮払金、貸倒引当金等、本件事業に関する流動資産の一切。ただし、短期貸付金を除く。

(2) 固定資産

有形固定資産、無形固定資産、投資その他資産等、本件事業に関する固定資産の一切。ただし、土地、建物、長期貸付金、社員向け福利厚生施設並びに上場会社株式及び本件事業の管理対象にない非上場会社株式を除く。

2. 債務

本件事業に関して有する以下の負債

(1) 流動負債

支払手形、買掛金、リース債務、未払金、未払費用、前受金、保証工事引当金その他の流動負債等、本件事業に関する流動負債の一切。ただし、短期借入金、CMS預貸制度による預り金を除く。

(2) 固定負債

リース債務等、本件事業に関する固定負債の一切。ただし、社債、長期借入金、関係会社事業損失引当金を除く。

3. 雇用契約等

(1) 雇用契約

本件分割の効力発生日において機械・システム事業本部に在籍しているすべての従業員との雇用契約の一切。

(2) 労働協約

本件分割の効力発生日において甲が三井造船労働組合連合会・三井造船労働組合との間で締結している労働協約のうち、同労働組合との間で承継対象として別途合意したものの。

4. 雇用契約を除く契約

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約、ライセンス契約等の知的財産権（ノウハウを含む。以下同じ。）に関する契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらに基づいて発生した一切の権利義務。ただし、資材の調達に関するものその他の本件事業と本件事業以外の事業とで共同又は共通して締結している契約のうち本件事業以外の事業に関する部分、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

5. 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

6. 知的財産権

主として本件事業に関する一切の知的財産権。

以上

(3) 「吸収分割契約書(写)」(MESエンジニアリング事業分割準備株式会社)

吸収分割契約書(写)

三井造船株式会社(以下「甲」という。){及びMESエンジニアリング事業分割準備株式会社(以下「乙」という。){は、エンジニアリング事業(以下「本件事業」という。){に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割(以下「本件分割」という。){に関し、次のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。){を締結する。

第1条(本件分割)

本契約に定めるところに従い、甲は、吸収分割の方法により、甲が本件事業に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条(当事者の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲

商号：三井造船株式会社

住所：東京都中央区築地五丁目6番4号

(2) 乙

商号：MESエンジニアリング事業分割準備株式会社

住所：東京都中央区築地五丁目6番4号

第3条(承継する権利義務に関する事項)

1. 乙が、本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務(以下「承継対象権利義務」という。){は、別紙「承継対象権利義務明細表」に記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、承継対象権利義務のうち、(i)法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は(ii)本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第4条(本件分割に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項)

乙は、本件分割に際し、乙の普通株式49,800株を発行し、その全てを承継対象権利義務に代えて甲に対して交付する。

第5条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加する乙の資本金、資本準備金及びその他資本剰余金の額は、次のとおりとする。ただし、本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）における本件事業における資産及び負債の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 資本金 | 1,990百万円 |
| (2) 資本準備金 | 500百万円 |
| (3) その他資本剰余金 | 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額 |

第6条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、平成30年4月1日とする。ただし、本件分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項につき株主総会の決議による承認を求める。

第8条（競業避止義務）

甲は、効力発生日後も、別途合意する場合を除き、乙に対し、本件事業に関して競業避止義務を負わない。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第10条（本件分割の条件の変更又は解除）

本契約締結から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲乙協議の上、本件分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第7条に定める甲又は乙の株主総会における本契約の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られなかった場合には、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年5月22日

(甲) 東京都中央区築地五丁目6番4号
三井造船株式会社

代表取締役 田中 孝雄

(乙) 東京都中央区築地五丁目6番4号
MESエンジニアリング事業分割準備株式会社

代表取締役 仁保 信介

別紙

承継対象権利義務明細表

効力発生日において、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、乙が甲から承継する資産及び債務については、甲の平成29年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

記

1. 資産

本件事業に関して有する以下の資産

(1) 流動資産

現金及び預金、受取手形、売掛金、仕掛品、前払金、前払費用、未収入金、繰延税金資産、仮払金、貸倒引当金等、本件事業に関する流動資産の一切。ただし、短期貸付金を除く。

(2) 固定資産

有形固定資産、無形固定資産、投資その他資産等、本件事業に関する固定資産の一切。ただし、土地、建物、長期貸付金、社員向け福利厚生施設並びに上場会社株式及び本件事業の管理対象にない非上場会社株式を除く。

2. 債務

本件事業に関して有する以下の負債

(1) 流動負債

支払手形、買掛金、リース債務、未払金、未払費用、前受金、保証工事引当金その他の流動負債等、本件事業に関する流動負債の一切。ただし、短期借入金、CMS預貸制度による預り金を除く。

(2) 固定負債

リース債務等、本件事業に関する固定負債の一切。ただし、社債、長期借入金、関係会社事業損失引当金を除く。

3. 雇用契約等

(1) 雇用契約

本件分割の効力発生日においてエンジニアリング事業本部に在籍しているすべての従業員との雇用契約の一切。

(2) 労働協約

本件分割の効力発生日において甲が三井造船労働組合連合会・三井造船労働組合との間で締結している労働協約のうち同労働組合との間で承継対象として別途合意したもの。

4. 雇用契約を除く契約

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約、ライセンス契約等の知的財産権（ノウハウを含む。以下同じ。）に関する契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらに基づいて発生した一切の権利義務。ただし、資材の調達に関するものその他の本件事業と本件事業以外の事業とで共同又は共通して締結している契約のうち本件事業以外の事業に関する部分、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

5. 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

6. 知的財産権

主として本件事業に関する一切の知的財産権。

以上

3. 会社法施行規則第183条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 分割対価の相当性に関する事項

① 交付する株式数に関する事項

各承継会社は、本件分割に際して、次のとおり新たに普通株式を発行し、その全てを吸収分割株式会社である当社に割当交付いたします。各承継会社は、いずれも当社の100%子会社であり、本件分割に際して各承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、各承継会社が発行する株式数については、当社と各承継会社との間で協議の上決定しており、相当であると判断しております。

承継会社の名称	本件分割に際して発行する株式の数
MES船舶・艦艇事業分割準備株式会社	49,800株
MES機械・システム事業分割準備株式会社	49,800株
MESエンジニアリング事業分割準備株式会社	49,800株

② 資本金及び準備金の額に関する事項

本件分割により増加する各承継会社の資本金及び準備金の額は次のとおりであり、本件分割後の事業内容及び当社から承継する資産及び負債に照らして相当であると判断しております。

承継会社の名称	資本金	資本準備金	利益準備金
MES船舶・艦艇事業分割準備株式会社	1,990百万円	500百万円	0円
MES機械・システム事業分割準備株式会社	1,990百万円	500百万円	0円
MESエンジニアリング事業分割準備株式会社	1,990百万円	500百万円	0円

(2) 各承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

各承継会社は、平成29年5月22日に成立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。各承継会社の成立の日における貸借対照表の内容は次のとおりです。

① MES船舶・艦艇事業分割準備株式会社

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		純資産の部	
現金及び預金	10	資本金	10
資産合計	10	負債・純資産合計	10

② MES機械・システム事業分割準備株式会社

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		純資産の部	
現金及び預金	10	資本金	10
資産合計	10	負債・純資産合計	10

③ MESエンジニアリング事業分割準備株式会社

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		純 資 産 の 部	
現金及び預金	10	資 本 金	10
資 産 合 計	10	負 債 ・ 純 資 産 合 計	10

(3) 各承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

いずれも該当事項はありません。

(4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

第4号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、第3号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、持株会社体制に移行する予定であります。これに伴い、商号及び事業目的を変更するため、現行定款の第1条（商号）及び第2条（目的）を変更し、併せて、本件分割の効力発生日に効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、上記1の定款変更は、第3号議案が原案どおり承認可決されること及び本件分割の効力発生を条件として、本件分割の効力発生日に変更の効力が生ずるものいたします。

（下線部分は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条（商号） 当社は<u>三井造船株式会社</u>と称し、英文では<u>Mitsui Engineering & Shipbuilding Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>第2条（目的） 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>船舶、艦艇およびホーバークラフトの設計、建造、修理ならびに解体</u></p> <p>2. <u>海上作業台その他の海洋構造物の設計、製作、据付ならびに修理</u></p> <p>3. <u>（条文省略）</u></p> <p>4. <u>化学工業用およびその他の各種産業用プラント、機器、装置の設計、製作、据付ならびに修理</u></p> <p>5. <u>原子力産業用機械、装置の設計、製作、据付ならびに修理</u></p> <p>6. <u>公害防止用および環境改善用機械、装置および付属施設の設計、製作、据付ならびに修理</u></p> <p>7. <u>（条文省略）</u></p> <p>8. <u>クレーン、車両その他の運搬用および荷役用機械、装置の設計、製作、据付ならびに修理</u></p>	<p>第1条（商号） 当社は<u>株式会社三井E&Sホールディングス</u>と称し、英文では<u>Mitsui E&S Holdings Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>第2条（目的） 1. <u>当社は次の事業を営む会社（外国会社を含む。）</u>、<u>組合（外国における組合に相当するものを含む。）</u>その他これに準ずる事業体の株式または持分を保有することにより、<u>当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。</u></p> <p>(1) <u>船舶、艦艇、エアクッション艇およびこれらに関連する機器、装置、部材の設計、製作、建造、据付、改造、修理、調達、運営、操業、保守、管理、販売、賃貸借および解体</u></p> <p>(2) <u>海上作業台その他の海洋構造物の設計、製作、据付、修理、運営、操業、保守、管理、販売、賃貸借および技術の提供</u></p> <p>(3) <u>（現行どおり）</u></p> <p>(4) <u>化学工業用およびその他の各種産業用プラント、機器、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理</u></p> <p>(5) <u>原子力産業用機械、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理</u></p> <p>(6) <u>公害防止用および環境改善用機械、装置、部材および付属施設の設計、製作、据付ならびに修理</u></p> <p>(7) <u>（現行どおり）</u></p> <p>(8) <u>自動車その他の各種車両ならびにクレーン、車両その他の運搬用および荷役用機械、装置、部材の設計、製作、据付、整備、修理、加工、賃貸借ならびに販売</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
9. 建設用および資源開発用機械、装置の設計、製作、据付ならびに修理	(9) 建設用および資源開発用機械、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理
10. 航空機、宇宙機器、飛しょう体およびこれらの関連設備、機器の設計、製作、据付ならびに修理	(10) 航空機、宇宙機器、飛しょう体およびこれらの関連設備、機器、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理
11. 通信機器、事務用機器、検査・計測機器、分離・精製機器、医療用具・機器、制御機器、ロボットおよびこれらの関連機器の設計、製作、据付ならびに修理	(11) 通信機器、事務用機器、検査・計測機器、分離・精製機器、医療用具・機器、制御機器、ロボットおよびこれらの関連機器、部材の開発、設計、製作、据付、修理、加工ならびに販売
12. 鋳鍛造品、セラミックス、シリコン、炭素その他の素材の製造ならびにその製造・加工装置の設計、製作、据付ならびに修理	(12) 鋳鍛造品、セラミックス、シリコン、シリコンデバイス、炭素、ハニカム、サンドイッチ構造材料その他の素材の製造、販売ならびにその製造・加工装置、部材、金型、木型の設計、製作、据付ならびに修理
13. (条文省略)	(13) (現行どおり)
14. 土木・建築工事の請負および土木・建築物の設計、工事監理	(14) 土木、建築、測量工事等の請負、施工および土木・建築物の設計、工事監理
15. 宅地造成、住宅建築の設計、施工、監理ならびに不動産の仲介、管理、鑑定	(15) 宅地造成、住宅建築の設計、施工、監理ならびに不動産およびこれに付帯する各種設備、装置の所有、賃貸借、売買、仲介、斡旋、管理、鑑定
16. (条文省略)	(16) (現行どおり)
17. 研修・医療・スポーツ施設、遊園地等のレジャー施設、宿泊施設、飲食店、自動車教習所、駐車場の建設、管理、運営	(17) 寮、社宅、食堂、理髪店その他企業等の厚生施設、ビル、研修・医療・スポーツ施設、遊園地等のレジャー施設、薬局、ホテル・宿泊施設、飲食店、ホームセンター、園芸店、ガソリンスタンド、自動車教習所、カルチャースクール、スポーツクラブ、駐車場の建設、賃貸借、管理、企画、運営
18. 農畜水産物、飲食料品、工業薬品、医薬品、書籍、スポーツ用品、飼料、燃料の販売	(18) 農畜水産物、飲食料品、煙草、化粧品、工業薬品、医薬品、切手、プリペイドカード、書籍、スポーツ用品、文具、事務用機器、学習教材、家庭用電気製品、インテリア製品、貴金属、装身具、工芸品、日用品雑貨類、飼料、ガソリン、灯油その他燃料および石油製品の販売
19. コンピュータハードウェア・ソフトウェアの開発、設計、製作	(19) コンピュータハードウェア・ソフトウェアおよびこれに関連する通信、設計、測量等の機器、システムの開発、設計、製作、据付、修理、賃貸借および販売ならびにコンピュータシステムの操作、保守、管理、コンピュータを利用した各種計算事務および教育訓練サービスの受託ならびに情報の処理および提供に関する事業

現 行 定 款	変 更 案
20. 情報の処理ならびに提供に関する事業	(削除)
21. (条文省略)	(20) (現行どおり)
22. 電気の供給に関する事業	(21) 発電および電気の供給に関する事業
23. (条文省略)	(22) (現行どおり)
(新設)	(23) 海洋石油、ガス、鉱物資源開発に関する鉱業
(新設)	権の取得、売買および賃貸借
(新設)	(24) 高齢者、病人、身体障害者に対する介護事業
(新設)	(25) 試験、検査、測定、調査、分析、解析および
(新設)	評価に関する事業
(新設)	(26) 損害保険代理業および生命保険の募集業な
(新設)	らびに消費生活協同組合法に基づく共済代
(新設)	理店業
(新設)	(27) 福利厚生業務の受託管理業務および一般庶
(新設)	務の受託業務
(新設)	(28) 警備保障、防火防災活動に関する業務、安全
(新設)	衛生に関する業務
(新設)	(29) 各種印刷物の企画、製作、印刷、オフィスオ
(新設)	ートメーション機器による文書の作成、複写
(新設)	および印刷業務、写真業および商業写真業、
(新設)	コンピュータによる文書その他の情報の入
(新設)	出力、加工および保管業務
24. 前各号に掲げるもののコンサルティング業務お	(30) 前各号に掲げるもののコンサルティング業
よびエンジニアリング業務	務、エンジニアリング業務および運転・メン
25. 前各号に掲げるものの売買、輸出入、貸借およ	(31) 前各号に掲げるものの売買、中古販売、輸
び付帯関連事業	入、賃貸借および付帯関連事業
(新設)	2. 当会社は、前項各号およびこれに付帯または関
第3条～第42条 (条文省略)	連する一切の事業を営むことができる。
(新設)	第3条～第42条 (現行どおり)
第3条～第42条 (条文省略)	附則
(新設)	第1条および第2条の規定の変更は、平成29年6月28
(新設)	日開催の定時株主総会に付議される吸収分割契約承認
(新設)	の件が原案どおり承認可決されることおよび上記吸収
(新設)	分割契約に基づく吸収分割の効力が発生することを条
(新設)	件として、平成30年4月1日をもって効力が生じるも
(新設)	のとする。なお、本附則は、上記の定款変更の効力発
(新設)	生後、これを削除する。

(注) 現行定款第6条(発行可能株式総数)及び第8条(単元株式数)は、第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決された場合に、平成29年10月1日をもって変更されることとなります。変更内容の詳細は、第2号議案の【ご参考】をご参照下さい。

第5号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	候補者属性	平成28年度 取締役会 出席状況
1	田中 孝雄	代表取締役社長、CEO	再任	15回／15回 (100%)
2	山本 隆樹	代表取締役副社長、副社長執行役員 社長補佐、監査部及び人事総務部門担当、輸出管理室長、CCO	再任	15回／15回 (100%)
3	蓑田 慎介	取締役、常務執行役員 企画本部長、CISO	再任	15回／15回 (100%)
4	西畑 彰	取締役、常務執行役員 CTO、資材部門及び環境安全管理部門担当、技術開発本部長	再任	15回／15回 (100%)
5	仁保 信介	取締役、常務執行役員 エンジニアリング事業本部長	再任	11回／11回 (100%)
6	古賀 哲郎	取締役、常務執行役員 船舶・艦艇事業本部長	再任	10回／11回 (91%)
7	岡 良一	常務執行役員 機械・システム事業本部長	新任	
8	塩見 裕一	常務執行役員 CFO、IR室担当	新任	
9	徳久 徹	社外取締役	再任 社外 独立	15回／15回 (100%)
10	田中 稔一	社外取締役	再任 社外 独立	15回／15回 (100%)

新任 新任取締役候補者

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 独立役員候補者

候補者番号 1

た な か た か お
田中 孝雄

(昭和25年4月25日生)

再任



所有する当社の株式数
71,000株
取締役在任年数
10年
取締役会出席状況
15回/15回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

昭和48年 4月 当社入社
平成17年 6月 理事、機械・システム事業本部事業本部長補佐
平成19年 6月 取締役、機械・システム事業本部副事業本部長兼技術本部副本部長
平成21年 6月 常務取締役、機械・システム事業本部長

平成23年 6月 代表取締役常務取締役、経営企画部及び人事総務部門担当
平成24年 6月 経営企画部担当
平成25年 6月 代表取締役社長、現在に至る。
平成27年 4月 CEO、現在に至る。

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

機械・システム事業本部における卓越した見識、並びに機械・システム事業本部長、経営企画部、人事総務部門担当等としての実績及びその経験を通じ培った優れた経営手腕に加え、平成25年6月より就任している社長としての実績に鑑みて、引き続き取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号 2

や ま も と た か き
山本 隆樹

(昭和27年5月22日生)

再任



所有する当社の株式数
36,000株
取締役在任年数
8年
取締役会出席状況
15回/15回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

昭和51年 4月 当社入社
平成17年 6月 人事部長
平成21年 6月 取締役、総務部門及び人事部門担当、総務部長
平成23年 6月 玉野事業所長
平成24年 6月 人事総務部門担当、現在に至る。
資材部門担当

平成25年 6月 常務取締役
平成26年 4月 監査部担当、現在に至る。
環境安全管理部門担当
平成27年 4月 CCO、現在に至る。
平成27年 6月 代表取締役常務取締役
平成28年 4月 代表取締役副社長、副社長執行役員、社長補佐、輸出管理室長、現在に至る。

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

人事総務部門における卓越した見識、並びに総務部長、事業所長、CCO等としての実績及びその経験を通じ培った優れた経営手腕に加え、平成28年4月より就任している副社長としての実績に鑑みて、引き続き取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号 3

みのだ しんすけ

荻田 慎介

(昭和29年1月15日生)

再任



所有する当社の株式数
22,000株
取締役在任年数
6年
取締役会出席状況
15回/15回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

昭和52年 4月 当社入社
平成16年 2月 機械・システム事業本部機械工場業務
管理部長
平成20年 4月 機械・システム事業本部機械工場長補佐
平成21年 1月 機械・システム事業本部機械工場業務
管理部長

平成21年 6月 機械・システム事業本部企画管理部長
兼 I R 室主管
平成23年 6月 取締役、機械・システム事業本部長
平成26年 4月 常務取締役
平成27年 4月 取締役、常務執行役員、現在に至る。
平成29年 4月 企画本部長、CISO、現在に至る。

重要な兼職の状況

三井海洋開発(株)取締役

取締役候補者とした理由

機械・システム事業本部における卓越した見識、並びに機械・システム事業本部企画管理部長、機械・システム事業本部長等としての実績及びその経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑みて、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号 4

にしは た あきら

西畑 彰

(昭和30年5月27日生)

再任



所有する当社の株式数
22,000株
取締役在任年数
4年
取締役会出席状況
15回/15回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

昭和55年 4月 当社入社
平成13年 7月 経営企画部主管
平成19年 4月 船舶・艦艇事業本部千葉造船工場管理
部長
平成21年 6月 船舶・艦艇事業本部企画管理部長
兼 I R 室主管
平成23年 3月 経営企画部長
平成23年 6月 理事
平成25年 6月 取締役、現在に至る。
経営企画部担当

平成27年 6月 技術開発本部担当
平成28年 4月 常務執行役員、環境安全管理部門担当、
現在に至る。
営業推進部担当、海洋事業推進部長、
CISO
平成28年10月 企画本部長
平成29年 4月 CTO、資材部門担当、技術開発本部長、
現在に至る。

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

船舶・艦艇事業本部、企画本部における卓越した見識、並びに船舶・艦艇事業本部企画管理部長、企画本部長、三井海洋開発(株)取締役等としての実績及びその経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑みて、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号 5

に っ ぽ し ん す け

仁保 信介

(昭和31年10月17日生)

再任



所有する当社の株式数
14,000株
取締役在任年数
2年
取締役会出席状況
11回/11回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

昭和56年 4月 当社入社
平成19年 6月 環境・プラント事業本部プラント営業部長
平成25年 4月 エンジニアリング事業本部環境エネルギー
・インフラ営業部長兼プラント営業部長
平成25年 6月 理事
平成26年 4月 エンジニアリング事業本部副事業本部長

平成26年 6月 取締役
平成27年 4月 取締役、執行役員
平成27年 6月 執行役員
平成28年 4月 常務執行役員、エンジニアリング事業
本部長、現在に至る。
平成28年 6月 取締役、現在に至る。

重要な兼職の状況

三井海洋開発(株)取締役

取締役候補者とした理由

エンジニアリング事業本部における卓越した見識、並びに三井海洋開発(株)取締役、エンジニアリング事業本部長等としての実績及びその経験を通じ培った優れた経営能力に鑑みて、引き続き取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号 6

こ が て つ ろ う

古賀 哲郎

(昭和31年11月16日生)

再任



所有する当社の株式数
11,000株
取締役在任年数
1年
取締役会出席状況
10回/11回
(91%)

略歴、当社における地位及び担当

昭和56年 4月 当社入社
平成21年 6月 船舶・艦艇事業本部千葉造船工場管理
部長
平成23年 2月 船舶・艦艇事業本部玉野艦船工場艦船
建造部長
平成25年 6月 船舶・艦艇事業本部企画管理部長
兼 I R 室主管

平成26年 4月 理事
平成26年12月 船舶・艦艇事業本部艦船・特機総括部長
平成27年 4月 執行役員、船舶・艦艇事業本部副事業
本部長
平成28年 4月 常務執行役員、船舶・艦艇事業本部長、
現在に至る。
平成28年 6月 取締役、現在に至る。

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

船舶・艦艇事業本部における卓越した見識、並びに船舶・艦艇事業本部企画管理部長、艦船・特機総括部長、船舶・艦艇事業本部長等としての実績及びその経験を通じ培った優れた経営能力に鑑みて、引き続き取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号 7

お か りょう い ち

岡 良一

(昭和33年10月8日生)

新任



所有する当社の株式数
18,000株

略歴、当社における地位及び担当

昭和56年 4月 当社入社
平成17年 7月 機械・システム事業本部機械工場生産計画部長
平成18年 3月 機械・システム事業本部機械工場品質保証部長
平成23年 1月 機械・システム事業本部機械工場ディゼン設計部長
平成25年11月 機械・システム事業本部テクノサービス事業室サービスセンター長

平成26年 4月 理事、機械・システム事業本部テクノサービス事業室長
平成27年 4月 執行役員
平成28年 4月 機械・システム事業本部副事業本部長(産業機械担当)
平成29年 4月 常務執行役員、機械・システム事業本部長、現在に至る。

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

機械・システム事業本部における卓越した見識、及び機械・システム事業本部副事業本部長等としての優れた経営実績に鑑みて、新たに取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号 8

し お み ゆう い ち

塩見 裕一

(昭和33年10月20日生)

新任



所有する当社の株式数
8,000株

略歴、当社における地位及び担当

昭和57年 4月 当社入社
平成22年 4月 玉野事業所経理部長
平成25年 5月 財務経理部主管兼輸出管理室主管
平成26年 4月 当社理事、財務経理部長

平成27年 4月 執行役員
平成29年 4月 常務執行役員、CFO、IR室担当、現在に至る。

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

財務経理部門における卓越した見識、及び財務経理部長等としての優れた経営実績に鑑みて、新たに取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号 9

とくひさ とおる
徳久 徹

(昭和27年4月3日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数
0株
取締役在任年数
4年
取締役会出席状況
15回/15回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

昭和51年 4月 日本輸出入銀行入行
平成11年12月 国際協力銀行ワシントン首席駐在員
平成14年10月 同行開発金融研究所副所長
平成16年 7月 同行国際審査部長
平成17年10月 同行米州地域外事審議役

平成18年 9月 同行退職
平成18年10月 ヌサ・テンガラ・マイニング(株)
代表取締役副社長
平成25年 6月 当社社外取締役、現在に至る。
平成28年11月 ヌサ・テンガラ・マイニング(株)
代表取締役副社長退任

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

社外取締役候補者とした理由

長年、政府系金融機関の職員として、また、海外鉱山への投融資事業会社の経営者として培われた国際金融、海外投資における豊富な知識と実績を、当社の海外事業展開における事業性の評価やリスク管理の分野等に活かしていただくとともに、独立した立場からの経営の監視・監督機能を期待するため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

責任限定契約の内容の概要

当社は、徳久 徹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。また、本議案をご承認いただいた場合には、当社は同氏との間で締結している当該契約を継続する予定であります。

独立性に関する事項

徳久 徹氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外役員の独立性基準」(33頁をご参照ください。)を満たしており、本議案をご承認いただいた場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

候補者番号 10

た な か と し か ず
田 中 稔 一

(昭和20年2月7日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数
20,000株
取締役在任年数
2年
取締役会出席状況
15回/15回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

昭和43年 4月 東洋高圧工業(株) (三井東圧化学(株)) 入社
平成11年 6月 三井化学(株)取締役、基礎化学品事業本部
フェノール事業部長
平成15年 6月 同社常務取締役、基礎化学品事業グループ
副事業グループ長
平成16年 6月 同社基礎化学品事業グループ長
平成17年 6月 同社代表取締役副社長、
基礎化学品事業グループ長

平成19年 4月 同社基礎化学品事業本部、経営企画部、
グループ経営推進部、支店及び海外統括
会社担当
平成21年 6月 同社代表取締役社長
平成26年 4月 同社取締役
平成26年 6月 同社相談役、現在に至る。
平成27年 6月 当社社外取締役、現在に至る。

重要な兼職の状況

三井化学(株)相談役

社外取締役候補者とした理由

長年、大手総合化学会社の経営者として培われた国内外における事業活動や企業経営全般における豊富な知識と実績を有しており、当社の経営全般について大所高所より助言いただくとともに、独立した立場からの経営の監視・監督機能を期待するため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

責任限定契約の内容の概要

当社は、田中稔一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。また、本議案をご承認いただいた場合には、当社は同氏との間で締結している当該契約を継続する予定であります。

独立性に関する事項

田中稔一氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外役員の独立性基準」（33頁をご参照ください。）を満たしており、本議案をご承認いただいた場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。なお、田中稔一氏が現在相談役を務め、過去において業務執行者であった三井化学株式会社との間には、プラント関連の部品及び材料等の販売並びに仕入等に関する取引関係が存在していますが、直近の事業年度において同社の当社グループに対する売上が同社の年間連結総売上高に占める割合は0.1%未満であり、また、当社グループの同社に対する売上が当社の年間連結総売上高に占める割合は1%未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

第6号議案 監査役1名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役入江泰雄氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

ひぐちひろき
樋口 浩毅

(昭和32年1月1日生)

新任



略歴、当社における地位

昭和55年 4月 当社入社
平成15年 5月 鉄構・物流事業本部管理部主管
平成20年10月 鉄構・物流事業本部企画管理部主管
平成23年 4月 監査部主管

平成23年10月 監査部長
平成28年 4月 理事
平成29年 4月 アドバイザー、現在に至る。

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

監査役候補者とした理由

監査部における卓越した見識、並びに監査部長としての実績及びその経験により当社の実情に通じていることを活かし、適切な監査を行う能力を有する者と判断し、新たに監査役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

所有する当社の株式数
3,000株

<ご参考1>当社役員等の指名に関する方針

取締役及び監査役候補者の選任にあたりましては、任意の人事諮問委員会を設置し、同委員会が取締役及び執行役員の選任基準及び選任案の確認を行います。また、同委員会は監査役候補者が監査役会の定める要件に合致しているかの確認を行います。社長は以上の確認を経た後、取締役及び監査役候補者の選任議案及び執行役員の選任議案を取締役に付議いたします。同委員会は、社長、副社長及び独立社外取締役2名の計4名を構成員とし、社長を委員長としています。

<ご参考2>社外役員の独立性について

当社は、東京証券取引所の独立性基準に抵触する者及び原則として以下の「社外役員の独立性基準」の要件に該当する者については独立性がないものと判断いたします。

●社外役員の独立性基準（平成27年10月30日制定）

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に下記の要件を加味した上で、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」という）の独立性を判断する。

- ①当社若しくはその連結子会社（以下「当社グループ」という）を主要な取引先とする者（※1）又はその業務執行者
- ②当社グループの主要な取引先（※2）又はその業務執行者
- ③当社の大口債権者（※3）又はその業務執行者
- ④当社の主要株主（※4）又はその業務執行者
- ⑤当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥当社グループから直近事業年度に役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- ⑦過去1年間において①～⑥のいずれかに該当していた者
- ⑧①から⑦までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者（※5）

※1：当社グループを主要な取引先とする者：直近事業年度における当社グループとの取引額がその者の年間連結総売上高の2%を超える者をいう。

※2：当社グループの主要な取引先：当社グループの直近事業年度における取引額が、当社の年間連結総売上高の2%を超える者をいう。

※3：大口債権者：当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がないような金融機関その他の債権者をいう。

※4：主要株主：当社の議決権保有割合10%以上の株式を保有する株主をいう。

※5：近親者：配偶者又は二親等内の親族をいう。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、米国では年初に景気の足踏みがあったものの、大統領選後はトランプ新政権の政策に対する期待感から企業及び消費者マインドに改善が見られ、雇用・所得環境の底堅さも相俟って緩やかな回復基調が続いています。欧州では、個人消費や輸出の増加によりユーロ圏主要国が景気の回復を牽引した一方で、英国のEU離脱に伴う政治・経済をめぐる先行きの不透明感は依然として根強く残っています。新興国や資源国では、中国において製造業の業績回復や公共投資拡大等により景況感に改善が見受けられたものの、保護貿易ムードの高まりや資源価格の下落に伴う景気の下振れリスクを抱えています。国内経済においては、米国や欧州等の国際情勢の先行きに懸念がありますが、企業の想定為替レートを超える円安水準が輸出の増加や株高、業績改善を後押ししており、雇用・所得環境も堅調に推移する等、景気の緩やかな回復が持続しています。

このような状況下、当社グループは14中計（平成25年7月から平成29年3月までの中期経営計画）の最終年度にあたり、ありたい姿である「持続的成長と収益安定性を兼ね備えたバランスの取れた事業ポートフォリオの実現」に向けて(1) 製造事業の変革、(2) エンジニアリング事業の拡大、(3) 事業参画・周辺サービス事業の拡大という3本の戦略の柱と(4) 経営基盤の強化からなる基本方針のもと、グループ総合力の増強やグローバル展開による事業拡大のための体制構築に取り組み、事業領域とビジネスモデルの変革を推し進めてまいりました。

また、平成29年11月に創業100周年を迎えるにあたり、平成28年2月に公表した当社グループが目指す将来像や方向性、今後の10年間にわたる会社のあり方を示す長期ビジョン「MES Group 2025 Vision」を当期よりスタートさせており、その達成に向けたファーストステップとして、17中計（平成29年4月から平成32年3月までの中期経営計画）を策定し、平成29年2月7日に公表しております。その中で、「環境・エネルギー」、「海上物流・輸送」、「社会・産業インフラ」の3事業領域に注力し、また、「経営基盤の深化」と「グループ経営の深化」を進めていくことにより、当社グループの総合力を発揮して利益率の向上と収益安定化を目指していく方針としております。

なお、平成29年3月30日開催の取締役会では、同年6月28日に開催の第114回定時株主総会において承認決議及び関係官庁の許認可等を得られることを条件に、平成30年4月1日を効力発生日（予定）として、会社分割による持株会社体制へ移行するための検討開始を決議しており、引き続き一層の企業価値向上に取り組んでまいります。

連結業績ハイライト

売上高

7,315億円
(前期比 9.2%減)

営業利益

83億円
(前期比 29.7%減)

経常利益

149億円
(前期比 1.4%減)

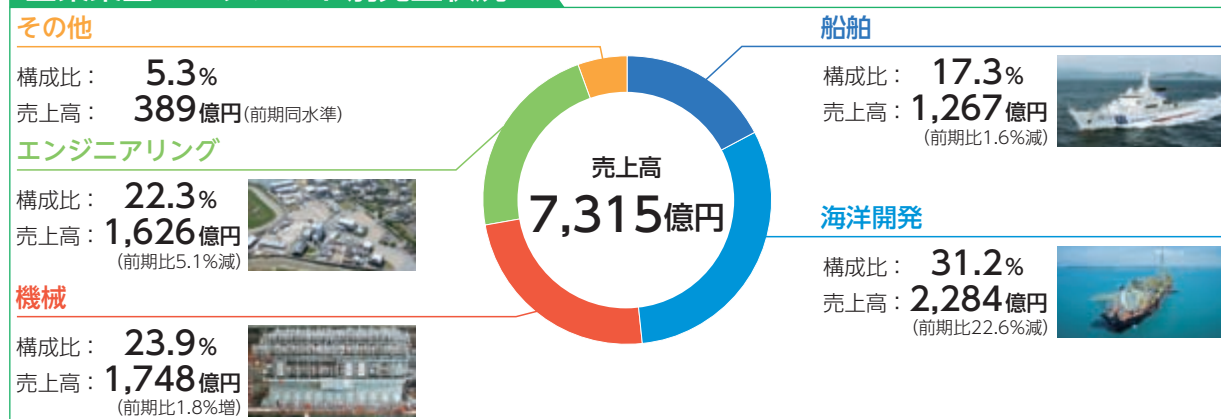
親会社株主に帰属する
当期純利益

122億円
(前期比 60.5%増)

当期の連結受注高は、海運市況の低迷により船舶部門が減少したこと及び前期に子会社の三井海洋開発株式会社で大型プロジェクトの受注があったこと等により、前期と比べて930億円減少の5,166億円となりました。

連結売上高は、海洋開発部門及びエンジニアリング部門において、大型プロジェクトの進行基準工事の売上計上が減少したこと等により前期と比べて739億円減少の7,315億円となりました。営業利益は、船舶部門の改善に加えて海洋開発部門が増益となったものの、エンジニアリング部門のプラント工事の採算が悪化したこと等から、前期と比べて35億円減少の83億円となりました。経常利益は、営業利益が減少したことに伴い前期と比べて2億円減少の149億円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益の増加に伴い税金等調整前当期純利益が増加した一方で、法人税等合計及び非支配株主に帰属する当期純利益が増加したことから、前期と比べて46億円増加の122億円となりました。

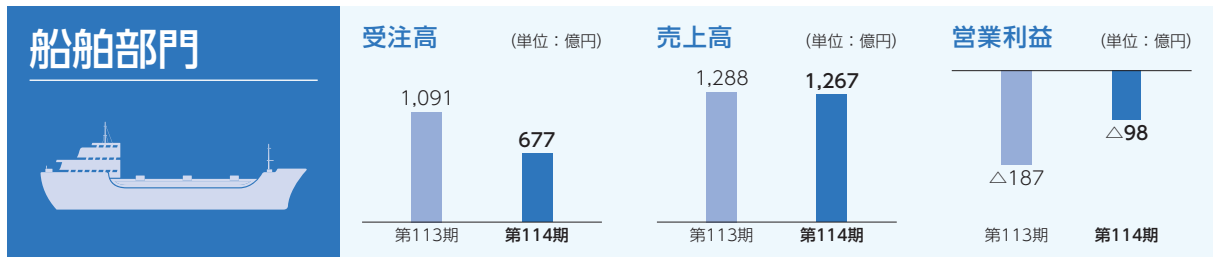
企業集団のセグメント別売上状況



▶ 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

次に掲げる製品、部品及びこれに関連する設備の設計、製造、エンジニアリング、建設・据付、販売並びに修理・保守保全に関する事業及び各種サービス業

区分	主要営業品目
船舶	船舶、艦艇、高速旅客船、海洋構造物、水中機器、鉄鋼構造物
海洋開発	浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備
機械	船用・陸用ディーゼル機関、船用機器、ガスエンジン、蒸気タービン、送風機、圧縮機、ガスタービン、コージェネレーション設備、プロセス機器、コンテナクレーン、産業用クレーン、コンテナターミナルマネジメントシステム、遠隔操作マニピュレータ、地中埋設物・建築物探査レーダ、橋梁、港湾関連構造物、誘導加熱装置
エンジニアリング	化学プラント、海外土木・建築工事全般、発電プラント、再生可能エネルギー発電事業、ごみ処理プラント、水処理プラント、資源リサイクルプラント、PCB廃棄物処理施設
その他	情報・通信関連機器、システム開発、物流サービス、輸送用機器、不動産賃貸管理



海運市況は、ここ数年間の新造船の大量竣工によって依然として余剰船腹を抱えており、特にドライバルク部門においては用船料の歴史的に低い水準が続く状況下、引合いに至る案件はごく僅かでした。平成29年の年初以来、用船料は回復基調を示し始めていますが、新造船価は未だ満足のいく水準ではなく、本格的な回復にはなお時間を要するものと予想されます。一方、比較的堅調であった原油タンカー及びLPG船部門においても、発注の進行に伴い、市場では船腹過剰感がさざやかれ始めています。今後は、老齢船や高燃費船のスクラップによる余剰船腹の減少に加えて、新興国の成長持続によるマーケットの回復、海上荷動きの増加が期待されるところです。

このような状況にあって、当社は省エネ・環境対応技術を取り入れた新型ばら積み貨物運搬船やVLC Cを逐次開発・市場投入し、平成25年11月に省エネ船の1番船を引き渡して以来、56,000重量トン型・60,000重量トン型・66,000重量トン型・182,000重量トン型の各種省エネ型ばら積み貨物運搬船の竣工引渡しは累計50隻を数えるに至りました。

厳しい受注環境下ではありますが、今後も省エネ船の先行ヤードとしての強みを活かし、採算改善を図りながら選別的な受注を進めていくとともに、船主のニーズを喚起するガス燃料船等の新しい船型の開発に尽力してまいります。また、海洋関係については、市場の復調を睨みながら、当社開発の新しいコンセプトの新造FPSO（浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備）船体「noah」で受注機会を追求してまいります。

連結の受注高は、官公庁船等を受注しましたが、海運市況低迷で商船受注が振るわず、前期と比べて413億円減少の677億円となりました。売上高は、ほぼ前期並みの1,267億円となりました。営業損益は、海洋支援船の損失影響が続き、低船価船の減少、原価改善等により前期と比べて89億円改善したものの、98億円の損失となりました。

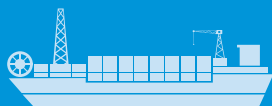
TOPICS 海上保安庁向け1,000トン型巡視船引渡し

海上保安庁より受注し、玉野事業所にて建造を進めてきました海上保安庁向け1,000トン型巡視船「よなくに」（当社第1925番船）を完成させ、平成28年11月に引き渡しました。本船は平成25年度補正予算で計画された1,000トン型巡視船の2番船で、船名の「よなくに」は、本船の配属先である第11管区海上保安本部の与那国島に由来しています。

当社は昭和52年に海上保安庁向け巡視船を納入して以来、合計で29隻の竣工実績を重ねています。今後も海上保安庁や防衛省向け船舶の建造を通じ、日本の海を守る活動に貢献していきます。

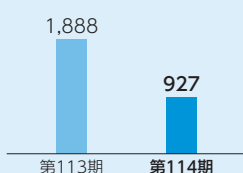


海洋開発部門



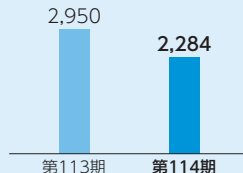
受注高

(単位：億円)



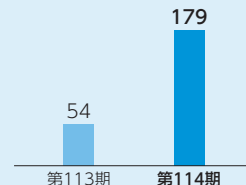
売上高

(単位：億円)



営業利益

(単位：億円)



原油価格は、産油国の減産合意を背景とした供給過剰解消への期待感から平成28年の年初の水準から持ち直し、原油価格指標であるWTIは1バレル50米ドル台まで回復しました。エネルギー資源の持続的な供給の観点から、石油会社による深海域を中心とした開発は継続的に行われると考えられ、浮体式海洋石油・ガス生産設備に関する事業については、中長期的に安定的な成長が期待されております。

このような状況にあって、平成28年2月に発表した「MES Group 2025 Vision」の事業領域ベースでの事業創出とその実現への推進力の強化を図るため、平成28年10月1日付にて全社的な企画機能を担う企画本部を設置し、海洋事業をその直轄事業の一つとする体制に変更いたしました。かかる体制変更により、当社グループでFPSO事業を手掛ける三井海洋開発株式会社とは、船体の製造だけでなく、トップサイドと呼ばれるエンジニアリング分野やアフターサービス事業、さらにFPSO備船事業への共同参画等、当社グループ全体で協業を強化してまいります。

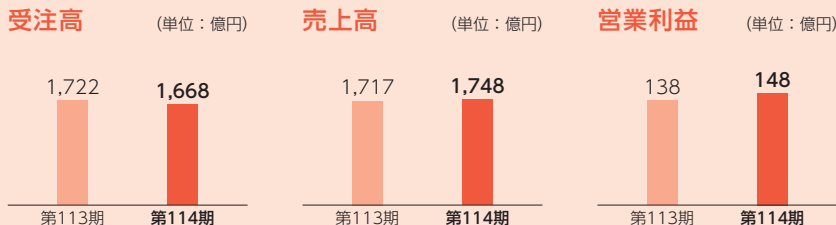
連結の受注高は、FPSOの既存プロジェクトにおいて仕様変更及びオペレーションサービス等を受注しましたが、新規プロジェクトの受注期ずれ等により、前期と比べて961億円減少の927億円となりました。売上高は、既存FPSO建造工事の進捗等がありましたが、新規プロジェクトの受注期ずれ等により前期と比べて666億円減少の2,284億円となりました。営業利益は、既存プロジェクトの採算改善等により前期と比べて125億円増加の179億円となりました。

TOPICS ブラジル沖合油田向け「FPSO MV27」、チャーターサービスを開始

当社子会社の三井海洋開発(株)が、ブラジルの国営石油会社であるペトロプラス社の45%子会社Guará B.V.社より受注し、建造を行っていたFPSOは、平成28年12月にブラジル沖で原油生産ならびにチャーターサービス（リース及び運転・保守点検等のオペレーション）を開始しました。本FPSOの船体部分は当社で建造したものです。また当社は、本FPSOを保有するCarioca MV27 B.V.社に三井海洋開発(株) (20.1%)、三井物産(株) (32.4%)、(株)商船三井 (20.6%)、丸紅(株) (17.6%) とともに9.3%の出資を行い、収益の安定化を図っています。



機械部門



船用ディーゼル機関については、大型機関の受注が減少したことから受注高は前期より減少しましたが十分な工事量を確保しております。生産量については大型機関の生産により前期と比べて増加し、182基/378万馬力となりました。来期についても大型機関の生産によりほぼ当期並みの380万馬力程度を予定しています。また、NOx三次規制対応として排気ガス再循環システムを装備した船用大型低速ディーゼル機関の商用初号機が国内で初めて採用されることが決定しております。

産業機械については、原油価格は持ち直しつつあるものの石油精製関連の設備投資が減少していることから厳しい受注環境にあり、受注高は前期と比べて増加したものの低調な状況にあります。このような状況の中、平成27年1月に資本業務提携を行った株式会社加地テックとのシナジー効果を更に高めるため、同社の株式を対象とする公開買付けを実施し、平成29年3月16日付で同社を子会社としました。同社と協力して開発した、LNG焚き船舶向け燃料ガス供給用の高圧往復動式ポンプの製造・販売を始めとして、協調して業容拡大を図ってまいります。

運搬機については、国内海運大手3社のコンテナ事業統合により設備投資案件に遅れが出ていることもあり、受注高は前期並みで推移しました。コンテナクレーンの引合いは豊富な状況にあり、引き続き堅調な需要が見込まれることから、これに対応するため大分事業所において大型設備投資を実施し生産能力を50%増強しました。

社会インフラについては、沿岸構造物やPC橋（プレストレストコンクリート橋）の受注が好調であったことから、受注高は前期と比べて大きく増加しました。

アフターサービスを中心としたLSS事業（製品ライフサイクル対応型事業及び顧客問題解決型事業）については、上半期は海運市況低迷の影響を受けましたが、下半期は徐々に回復したことから、受注高は好調だった前期に近い水準となりました。

連結の受注高は、船用ディーゼル機関、コンテナクレーン、橋梁、港湾関連構造物、各種産業用機械及びアフターサービス事業等により、前期と比べて54億円減少の1,668億円となりました。売上高はこれらの製品・事業によりほぼ前期並みの1,748億円となりました。営業利益は、前期と比べて10億円増加の148億円となりました。

TOPICS 超大型機関の連続生産開始

当社は大正15年にデンマークのBurmeister & Wain社（現：MAN Diesel & Turbo社）とディーゼル機関に関する技術提携を結んで以来、世界のトップメーカーとしてディーゼル機関の生産実績を積み重ね、累積生産馬力は9,000万馬力を超えております。平成30年度には1億馬力に達する見込みです。

この度、今治造船(株)より大型コンテナ船向け超大型機関を受注し、玉野事業所機械工場にてシリンダー口径950mm（10万馬力超）の機関を連続生産していきます。

さらに、マーケットの要求に応じていくために、上記の超大型機関のほか、二元燃料ディーゼル機関及びNOx三次規制対応のパイオニアとして、より一層の事業拡大を図ります。



エンジニアリング部門



受注高

(単位：億円)

1,009

1,499

第113期

第114期

売上高

(単位：億円)

1,713

1,626

第113期

第114期

営業利益

(単位：億円)

83

△173

第113期

第114期

石油化学分野の新規案件については原油価格の低迷により顧客側の出資者再編等、計画の見直しによる遅れが当社グループの受注計画に大きな影響を及ぼしました。

また、海外インフラ分野については、東南アジアの経済成長に伴う大幅な電力需要増加が見込まれるも、投資プロジェクトが遅延する傾向が続いております。

環境エネルギー分野については、再生可能エネルギーによる発電事業が制度変更により価格が下落したため、太陽光発電から風力、バイオマス・バイオガス発電事業等へ向かっております。当社グループにおいては、大分で2件の太陽光発電事業を、北海道ではバイオガス発電を事業化して、持分発電量約20MWを保有しております。

連結の受注高は、石油化学分野での設備投資計画の遅延の影響等がありましたが、海外インフラ分野でインドネシア向け石炭火力発電土木工事や環境エネルギー分野で風力発電所建設工事を受注したこと等により、前期と比べて490億円増加の1,499億円となりました。売上高は、シンガポール向けの石油化学プラント建設工事、ベトナム向け及びインドネシア向けの発電土木工事が順調に進捗し、また、風力発電所建設工事の完工等がありましたが、前期と比べて87億円減少の1,626億円となりました。営業損益は、子会社で建設中のプラント工事の採算悪化により、前期の83億円の利益から173億円の損失となりました。

TOPICS BWSCが英国向けバイオマス発電事業への投資を拡大

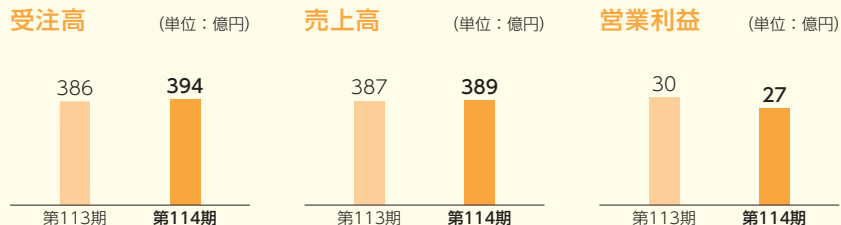
当社の100%出資子会社であるデンマークのBurmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S (BWSC) は英国にてデンマーク大手年金基金管理会社であるCopenhagen Infrastructure Partners (CIP) と共同でバイオマス熱電併給設備による発電事業への投資を決定しました。プロジェクト総額は約220億円で、BWSCが約20%を出資します。

また、併せてBWSCは本設備のエンジニアリング、機器調達、据付・建設、試運転及び20年間の運転・保守業務 (O&M) も受注しました。

本件はBWSCにとって6件目のバイオマス発電事業となり、CIPとの協業は3件目です。



その他部門



その他部門は、情報システムの開発・販売事業、不動産賃貸管理業等の各種サービス事業等により、連結の受注高は、前期と比べて8億円増加の394億円に、売上高は、前期と比べて2億円増加の389億円に、営業利益は前期と比べて3億円減少の27億円となりました。

▶ 企業集団のセグメント別情報

区分		受注高	売上高	受注残高
船	舶	67,712	126,690	147,541
海	洋	92,704	228,419	648,963
機	械	166,829	174,847	156,012
エ	ン	149,893	162,598	286,290
そ	の	39,437	38,909	7,030
計		516,577	731,464	1,245,839

(単位：百万円)

(2) 設備投資の状況

当社グループの設備投資額は202億円であり、その主な内容は、当社の大分事業所における運搬機工場の生産能力拡張工事、福利厚生施設の建替、子会社における情報システムの整備費用などであります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、長期借入金576億円、国内無担保社債150億円及び短期借入金などの調達を行い、長期借入金の約定弁済、投資、運転資金等に充当しております。

(4) 主要な借入先の状況

① 当社の主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	22,931百万円
三井住友信託銀行株式会社	19,064
株式会社みずほ銀行	18,839

② 三井海洋開発株式会社の主要な借入先の状況 (平成28年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	31,140百万円
三井住友信託銀行株式会社	8,970
株式会社みずほ銀行	4,077

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第111期 (平成25年度)	第112期 (平成26年度)	第113期 (平成27年度)	第114期 (平成28年度)
受 注 高 (百万円)	1,107,750	959,784	609,621	516,577
売 上 高 (百万円)	670,067	816,520	805,413	731,464
営 業 利 益 (百万円)	19,969	13,298	11,813	8,304
経 常 利 益 (百万円)	26,179	14,899	15,078	14,859
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	42,854	9,463	7,599	12,194
1株当たり当期純利益 (円)	51.80	11.63	9.40	15.09
総 資 産 (百万円)	932,896	1,074,563	1,094,042	1,096,735
純 資 産 (百万円)	323,608	347,305	343,853	367,608
1株当たり純資産 (円)	266.64	292.86	290.48	309.78

(6) 対処すべき課題

14中計では、ありたい姿として「持続的成長と収益性を兼ね備えたバランスの取れた事業ポートフォリオの実現」を目指しており、そのありたい姿を達成するため、(1) 製造事業の変革、(2) エンジニアリング事業の拡大、(3) 事業参画・周辺サービス事業の拡大、という3本の戦略の柱と、(4) 経営基盤の強化からなる基本方針を策定し、グループ総合力やグローバル展開による事業拡大のための体制構築に取り組み、事業領域とビジネスモデルの変革を推し進めてまいりました。

14中計期間中の複数工事での損失計上により、数値目標（平成29年3月期）は未達となりましたが、一方で、ビジネスモデル別の売上高では、エンジニアリング事業や事業参画・周辺サービス事業の売上比率が上がり、14中計策定時の目標値に近いバランスのとれた事業ポートフォリオとなり、ビジネスモデルの変革は着実に進んでおります。

来期からは、「グループ総合力の発揮による利益率の向上と収益安定化」をありたい姿として17中計がスタートします。14中計の反省も踏まえ、このありたい姿の実現のために、次の課題に取り組んでまいります。

① リスクマネジメントの強化

E P C（設計、調達、建設）工事をはじめとする大型プロジェクトの採算確保のため、情報収集力を更に強化し、不測のトラブルを未然に防止するための体制を構築します。

② 最適な生産体制の構築・柔軟なE P C遂行体制の確立

コスト競争力の向上、高品質でリーズナブルな製品・サービスの提供が可能となるよう、最適地生産を含めた生産体制の構築と、柔軟なE P C遂行体制の確立を目指してまいります。

③ グループ財務体質の改善

複数の工事損失により近年増加した有利子負債を削減し、グループ財務基盤を強化します。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
三井海洋開発株式会社	30,122 百 万 円	50.1%	FPSOの設計、建造、リース、操業及び保守 点検
昭和飛行機工業株式会社	4,949 百 万 円	65.6	輸送用機器関連の製造、販売、不動産の賃 貸、管理
株式会社加地テック	1,440 百 万 円	51.3	ガスコンプレッサ、空気コンプレッサ、関 連周辺機器などの製造販売
Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S	150 百万DKK	100.0	陸上用ディーゼル発電プラントの建設
TGE Marine Gas Engineering GmbH	3,017 千 EURO	100.0	ガス燃料供給システムの設計、機器調達、 製造監理等
三井造船システム技研株式会社	720 百 万 円	100.0	システムの開発、販売
三井ミーハナイト・メタル株式会社	492 百 万 円	100.0	鋳鉄・鋳鋼鋳物の製造、輸入及び販売
新潟造船株式会社	300 百 万 円	100.0	船舶の設計、建造、修理

- (注) 1. 昭和飛行機工業株式会社の議決権比率には、当社が退職給付信託として三井住友信託銀行株式会社に拠出している同社株式5,131千株（議決権比率15.7%）を含んでおります。（議決権行使の指図権は当社に留保されております。）
2. 当社は、株式会社加地テックの株式を対象とする公開買付けを実施し、平成29年3月16日付で同社を子会社としました。
3. DKK…デンマーククローネ
4. 当社の100%子会社であるMesco Denmark A/Sが、持株会社としてBurmeister & Wain Scandinavian Contractor A/Sの議決権を100%保有しております。
5. 当社は、平成28年10月5日に当社の100%子会社であるMES Germany Beteiligungs GmbHを存続会社、TGE Marine AGを消滅会社とする吸収合併を実施したことに伴い、TGE Marine AGを重要な子会社から除外しております。
6. TGE Marine Gas Engineering GmbHはTGE Marine AGの子会社でしたが、上記吸収合併に伴い、MES Germany Beteiligungs GmbHが、持株会社としてTGE Marine Gas Engineering GmbHの議決権を100%保有しております。
7. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社8社を含む計86社であり、持分法適用関連会社は47社であります。
8. 議決権比率は小数第2位以下を切捨てて表示しております。

(8) 主要な事業所及び営業所 (平成29年3月31日現在)

1 当社

本 社	東京都中央区築地5丁目6番4号
幕張センター	千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1 ワールドビジネスガーデンマリブイースト棟
事業所	玉野事業所(岡山県玉野市)、千葉事業所(千葉県市原市)、大分事業所(大分県大分市)
支社・営業所	北海道支社(札幌市)、東北支社(仙台市)、中部支社(名古屋市)、関西支社(大阪市)、中国支社(広島市)、九州支社(福岡市)、東九州支店(大分市)、沖縄支店(那覇市)、呉営業所(呉市)、海外3カ所

2 子会社

三井海洋開発株式会社	本社：東京都中央区
昭和飛行機工業株式会社	本社：東京都昭島市
株式会社加地テック	本社：大阪府堺市
Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S	本社：デンマーク国
TGE Marine Gas Engineering GmbH	本社：ドイツ国
三井造船システム技研株式会社	本社：千葉県千葉市
三井ミーハナイト・メタル株式会社	本社：愛知県岡崎市
新潟造船株式会社	本社：新潟県新潟市

(9) 従業員の状況 (平成29年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

部 門	従業員数
船 舶	2,686名
海 洋 開 発	3,294
機 械	2,887
エ ン ジ ニ ア リ ン グ	2,455
そ の 他	1,716
全 社 (共 通)	133
合 計	13,171

(注) 従業員数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。

② 当社の従業員数

従業員数	前年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,717名	105名増加	37.0歳	14.3年

(注) 従業員数には、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。

(10) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

当社は、株式会社加地テックの株式を対象とする公開買付けを実施し、平成29年3月16日付で、同社を子会社としました。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成30年4月1日を効力発生日(予定)とする会社分割による持株会社体制への移行に向けて、平成29年5月22日開催の当社取締役会において当社の100%子会社3社との吸収分割契約の承認について決議し、同日付で当該3社と吸収分割契約を締結しました。本件吸収分割契約は、平成29年6月28日開催の第114回定時株主総会において承認決議がなされることが効力発生の条件となります。

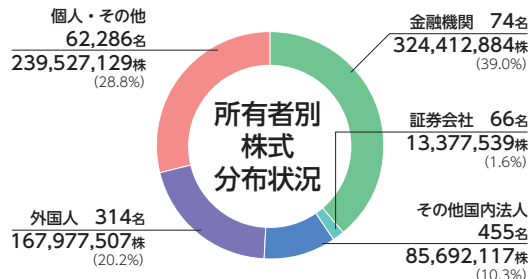
2 会社の株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

1 発行可能株式総数 ————— 1,500,000,000株

2 発行済株式の総数 — 普通株式 830,987,176株
(資本金の額 44,384,954,321円)

3 株 主 数 ————— 63,195名

4 大 株 主 (上位10名)



株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	42,970 千株	5.31 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	34,081	4.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	28,088	3.47
三井物産株式会社	25,500	3.15
株式会社百十四銀行	25,460	3.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行退職給付信託口)	23,316	2.88
三井生命保険株式会社	16,000	1.97
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	14,505	1.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	14,297	1.76
株式会社三井住友銀行	13,647	1.68

- (注) 1. 当社は、22,770,971株の自己株式を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に当社が所有していない株式4,000株を含んでおります。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行退職給付信託口) の保有する当社株式は、三井住友信託銀行株式会社が同行に委託した退職給付信託の信託財産であります。

3 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の状況 (平成29年3月31日現在)

地位	担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役 取締役会長		加藤 泰彦	イーザイ(株)社外取締役
代表取締役 社長 CEO		田中 孝雄	—
代表取締役 副社長 副社長執行役員	(社長補佐、監査部、人事総務部門及び資材部門担当、輸出管理室長、CCO)	山本 隆樹	—
取締役 常務執行役員	(機械・システム事業本部長)	蓑田 慎介	三井海洋開発(株)取締役
取締役 常務執行役員	(企画本部長、技術開発本部及び環境安全管理部門担当、CISO)	西畑 彰	—
取締役 常務執行役員	(CFO、IR室担当)	中村 潔	—
取締役 常務執行役員	(エンジニアリング事業本部長)	仁保 信介	三井海洋開発(株)取締役
取締役 常務執行役員	(船舶・艦艇事業本部長)	古賀 哲郎	—
取締役		徳久 徹	—
取締役		田中 稔一	三井化学(株)相談役
常勤監査役		入江 泰雄	—
常勤監査役		平岩 隆弘	—
監査役		遠藤 修	—
監査役		田中 浩一	AIGジャパン・ホールディングス(株)社外取締役

- (注) 1. CEO：最高経営責任者 (Chief Executive Officer)
 2. CCO：コンプライアンスに関する全社統括責任者 (Chief Compliance Officer)
 3. CISO：全社情報セキュリティ統括責任者 (Chief Information Security Officer)
 4. CFO：全社財務統括責任者 (Chief Financial Officer)
 5. 取締役徳久 徹及び取締役田中稔一は、社外取締役であります。
 6. 監査役遠藤 修及び監査役田中浩一は、社外監査役であります。

7. 平成28年10月1日付で取締役西畑 彰の担当を次のとおり変更しております。

変 更 前	変 更 後
経営企画部、技術開発本部、営業推進部及び環境安全管理部門担当、海洋事業推進部長、CISO	企画本部長、技術開発本部及び環境安全管理部門担当、CISO

8. 当事業年度中における取締役の重要な兼職の異動は次のとおりです。

氏名	兼職先の名称	兼職の内容	摘要
加 藤 泰 彦	エーザイ株式会社	社外取締役	平成28年6月17日就任
藁 田 慎 介	三井海洋開発株式会社	取締役	平成29年3月24日就任
西 畑 彰	三井海洋開発株式会社	取締役	平成29年3月24日退任
徳 久 徹	ヌサ・テンガラ・マイニング株式会社	代表取締役副社長	平成28年11月25日退任

9. 監査役田中浩一は、三井物産株式会社にて、長年、財務・経理業務に携わり財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
10. 取締役徳久 徹及び取締役田中稔一並びに監査役遠藤 修及び監査役田中浩一は、各々当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。
11. 当社は、取締役徳久 徹及び取締役田中稔一並びに監査役遠藤 修及び監査役田中浩一を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

<ご参考>

・取締役及び執行役員の担当 (平成29年4月1日現在)

地 位	担 当	氏 名
代 表 取 締 役 社 長 C E O		田 中 孝 雄
代 表 取 締 役 副 社 長 副社長執行役員	(社長補佐、監査部及び人事総務部門担当、輸出管理室長、CCO)	山 本 隆 樹
取 締 役 常 務 執 行 役 員	(企画本部長、CISO)	蓑 田 慎 介
取 締 役 常 務 執 行 役 員	(CTO、資材部門及び環境安全管理部門担当、技術開発本部長)	西 畑 彰
取 締 役 常 務 執 行 役 員	(エンジニアリング事業本部長)	仁 保 信 介
取 締 役 常 務 執 行 役 員	(船舶・艦艇事業本部長)	古 賀 哲 郎
取 締 役 相 談 役		加 藤 泰 彦
取 締 役	(社長付)	中 村 潔
常 務 執 行 役 員	(南日本造船株式会社取締役専務執行役員)	福 田 典 久
常 務 執 行 役 員	(玉野事業所長、社長特命事項 (製造部門総括))	田 口 昭 一
常 務 執 行 役 員	(機械・システム事業本部長)	岡 良 一
常 務 執 行 役 員	(CFO、IR室担当)	塩 見 裕 一
常 務 執 行 役 員	(機械・システム事業本部副事業本部長 (運搬機担当) 、大分事業所長)	岸 本 泰 樹
執 行 役 員	(エンジニアリング事業本部副事業本部長 (プラント担当))	吉 田 勝 彦
執 行 役 員	(船舶・艦艇事業本部副事業本部長、玉野艦船工場長)	三 宅 俊 良
執 行 役 員	(企画本部副本部長、経営企画部長)	香 西 勇 治
執 行 役 員	(機械・システム事業本部機械工場長)	村 上 清 彦
執 行 役 員	(エンジニアリング事業本部副事業本部長 (環境エネルギー・インフラ担当))	黒 坂 佳 司
執 行 役 員	(企画本部営業企画部長)	福 井 直 和
執 行 役 員	(資材部長)	瀧 谷 茂 樹
執 行 役 員	(船舶・艦艇事業本部副事業本部長、企画管理部長)	岩 松 安 則
執 行 役 員	(機械・システム事業本部社会インフラ総括部長)	山 田 満

(注) CTO : 全社技術統括責任者 (Chief Technology Officer)

2 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

イ. 当社の役員等の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬は、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内で、役位別に定める額を基準として、全社及び担当部門の業績を反映するなど取締役の貢献度等を勘案した報酬体系としております。その内容は役位別に定める額を基準とした月例報酬、株価連動報酬及び連結業績と連動する利益連動報酬から構成されております。また、監査役の報酬は、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内で、取締役等の報酬を参考として、監査役の協議により決定しております。

なお、当社の取締役及び執行役員の報酬決定にあたっては、任意の報酬諮問委員会を設置し、同委員会にて取締役及び執行役員の報酬決定に関する方針や報酬制度に関する審議・答申を行い、また報酬水準や報酬決定の指標などが答申に則っているかの確認を行い、これを踏まえ、社長は報酬制度及び報酬決定の指標等を取締役会に付議しております。同委員会の構成は、社長、人事担当取締役及び独立社外取締役2名の計4名を構成員とし、独立社外取締役を委員長としております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	13名 (2)	262百万円 (20)
監 査 役 (うち社外監査役)	7名 (4)	77百万円 (19)
合 計	20名	339百万円

- (注) 1. 上記には、平成28年6月28日開催の第113回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役3名(うち社外監査役2名)を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 平成22年6月25日開催の第107回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額630百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬限度額を年額90百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の取締役に対する報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・ストック・オプション報酬10百万円
 - ・利益連動報酬10百万円
- なお、ストック・オプション報酬及び利益連動報酬の対象として社外取締役は含まれておりません。
5. 株価連動報酬については、本事業報告作成時点において支給額が判明しないため、上記の報酬等の額に含めておりません。
- なお、株価連動報酬の対象として社外取締役は含まれておりません。
6. 当社は、平成25年6月27日開催の第110回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議しております。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役徳久 徹は、ヌサ・テンガラ・マイニング株式会社の代表取締役副社長でありましたが、平成28年11月25日付で退任いたしました。当社は、ヌサ・テンガラ・マイニング株式会社との間には特別な関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・監査役田中浩一は、AIGジャパン・ホールディングス株式会社の社外取締役を兼任しております。当社は、AIGジャパン・ホールディングス株式会社との間には特別な関係はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会及び監査役会への出席状況

社外役員	取締役会（15回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 徳久 徹	15回	100%	－	－
取締役 田中 稔一	15回	100%	－	－
監査役 遠藤 修	11回	100%	10回	100%
監査役 田中 浩一	11回	100%	10回	100%

(注) 1. 監査役遠藤 修及び田中浩一は、平成28年6月28日開催の第113回定時株主総会において選任されており、上記は当該総会後に開催された取締役会（11回開催）及び監査役会（10回開催）について記載しております。

2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役徳久 徹は、出席した取締役会においては、政府系金融機関の職員及び海外鉱山への投融資事業会社の経営者としての経験に基づく国際金融及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べております。

取締役田中稔一は、出席した取締役会においては、大手総合化学会社の経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べております。

監査役遠藤 修は、出席した取締役会及び監査役会においては、主に金融機関の経営者としての経験に基づく経済動向及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べております。

監査役田中浩一は、出席した取締役会及び監査役会においては、主に総合商社の経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べております。

4 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

2 報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	97百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	269百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、三井海洋開発株式会社の海外子会社、昭和飛行機工業株式会社、Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S及びTGE Marine Gas Engineering GmbHは当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、会計監査人から提出された監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などについて検証した結果、これらが適切であると判断し会計監査人の報酬等の額について同意しました。

4 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、財務及び税務のデューデリジェンス業務、社債発行に係るコンフォート・レター作成業務、国際財務報告基準（IFRS）に関するアドバイザリー業務等の対価を支払っております。

5 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月10日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、それ以降、内部統制システムのさらなる充実を図るため毎年基本方針の見直しを行っております。直近では平成29年3月30日開催の取締役会において以下のとおり見直し、決議いたしました。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われることを確保するため、取締役会はコーポレート・ガバナンスを一層強化し、当社及び子会社から成る企業集団としての有効なリスク管理体制、実効性のある内部統制システム及びコンプライアンス体制をより強固にする。
- ロ. 取締役会の監督機能を強化するため、独立した立場である社外取締役を選任する。
- ハ. 取締役会の重要な意思決定・監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るために執行役員制度を導入する。
- ニ. 財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保を図る。
- ホ. 監査役並びに監査役会が行うリスク管理体制、内部統制システム及びコンプライアンス体制の有効性等に関する監査報告に基づき、問題の早期発見とその是正を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 各経営会議体の運営に関する社内規程に基づき、各経営会議体の事務局は経営の意思決定及び業務執行に係る記録（電磁的記録を含む）を作成し、これを適切に保存、管理する。
- ロ. 取締役及び監査役は、これらをいつでも閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 経営諸活動全般に係るすべてのリスクを網羅的に把握、評価し、優先すべき重要なリスクについて適正な対応がなされているか、経営レベルで継続的に確認、管理するトータルリスクマネジメントを推進する。
- ロ. 事業継続や安全・人命確保に重大な影響を与える事態、企業の存続に重大な脅威となる緊急事態など、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を委員長とする「特別危機管理委員会」において迅速に対応を検討し、損失の拡大を最小限に止める。
- ハ. 経営に対する影響が大きい事業運営上のリスク管理については、「全社リスク管理・決裁規準」に基づき、各事業本部に「本部内リスク管理検討会議」を設置し、自主リスクチェックを行う。
- ニ. 業務執行部門のリスク管理状況については、独立性及び客観性を持つ監査部の内部監査により有効性の検証、不備是正勧告などを行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 定例取締役会並びに必要なに応じて随時開催する臨時取締役会のほか、取締役が職務の執行を適正かつ効率的に行うための基礎となる経営判断を迅速に行うため、経営戦略会議及び経営会議等の経営会議体を組織し、それぞれの運営規程に定める機能に応じ経営の重要事項を審議し、意思決定を行う。

- ロ. 取締役会で決定された業務分担により、取締役は責任と権限をもって担当部門において効率的に職務執行を行い、その執行状況について3カ月に1回以上、取締役会にて報告を行う。
- ハ. 取締役会で選任された執行役員へ業務執行に関する権限を委譲することにより、取締役の職務執行の効率化を図る。
- 二. 取締役会は、目標の明確な付与、採算確保の徹底を通じて市場競争力の強化を図るために全社及び各事業本部の目標値を年度予算として策定させる。その執行状況について3カ月に1回、取締役あるいは執行役員が経営会議構成メンバー他関係者に報告を行うとともに取締役会構成メンバーに報告を行う。

5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンス体制については、「コンプライアンス運営規程」に基づき、当社取締役の中より選任されたチーフコンプライアンスオフィサー（以下、CCO）を委員長とし、本社、事業所及び子会社のコンプライアンスオフィサーによって構成される「コンプライアンス委員会」を設置し、監視、啓発活動を推進する。
- ロ. 独占禁止法の遵守については、特に監視活動を強化するため「コンプライアンス委員会」の下部機能としてCCOを委員長、各管理部門及び各事業本部営業担当の幹部従業員を構成メンバーとする「独占禁止法遵守監視委員会」を設置し、監視を徹底する。
- ハ. 企業行動規準の遵守については、当社及び子会社の役職員に対する教育、啓発活動を推進し、周知徹底する。
- 二. 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見のため、コンプライアンス事務局長及び社外弁護士が当社及び当社子会社並びにその取引先の全役職員等から相談や通報を直接受ける「ヘルプライン」（内部通報制度）を設け、公益通報者保護法に準拠した「不正通報、相談制度の運用に関する規程」に基づき、その実効性を確保する。
- ホ. コンプライアンス体制については、監査部の内部監査により有効性を検証し、不備があれば是正する。
- ヘ. 財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することに努め、財務情報他会社情報の開示については、会社情報の情報開示に関する社内規程に基づき適時・適正な開示を行う。

6 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 企業集団における「企業理念」、「経営姿勢」及び「行動規準」を定め、これを基礎として各社において必要な体制を整える。
- ロ. 経営管理については、子会社各社へ取締役及び監査役を派遣し監督を行うことに加え、「グループ経営管理規程」に基づく当社による決裁制度及び当社への報告制度を通じて管理、監督を行う。
- ハ. 企業集団における財務報告に係る内部統制については、自己評価によるセルフチェックに加えて、監査部の内部監査による独立的評価により有効性を検証し、不備があれば是正する。

- ニ. コンプライアンスについては、「コンプライアンス運営規程」を子会社の役職員にも適用し、各子会社においては社長がコンプライアンスオフィサーとして当社の「コンプライアンス委員会」の指導のもとに、各社の実情に応じたコンプライアンス体制を整備する。
- ホ. 子会社の役職員も「ヘルプライン」の利用対象に含める。
- ヘ. 子会社において優先すべき重要なリスクの選定及び適正な対応がなされているか、子会社のリスク管理に関する社内規程「子会社リスク管理運営要領」に基づき当社所管部署を通じて確認・監督を行い、企業集団内でリスクが顕在化しないようリスクの一層の低減を図る。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- イ. 監査役職務を補助する組織として業務執行部門から独立した「監査役室」を設置し、常勤の使用人を置く。
- ロ. 監査役室に所属する使用人は監査役の指示により監査役職務の執行を補助する。

8 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役室に所属する常勤の使用人は、取締役の指揮・監督を受けない。
- ロ. 監査役室に所属する常勤の使用人の人事に関しては、監査役と協議し決定する。

9 監査役への報告に関する体制

- イ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
 - (イ)経営会議体規程に基づき監査役は経営戦略会議及び経営会議に出席し、事務局は監査役に議事録を提出する。
 - (ロ)取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
 - (ハ)取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項については、報告事項及び報告要領を監査役会と協議のうえ定め、適時・適切に監査役会に報告する。
 - (ニ)監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
 - (イ)子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
 - (ロ)子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告すべき事項については、報告事項及び報告要領を監査役会と協議のうえ定め、適時・適切に監査役会に報告する。
 - (ハ)監査役は必要に応じて、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者に対して報告を求めることができる。

10 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 公益通報者保護法に準拠した「不正通報、相談制度の運用に関する規程」に基づき、その実効性を図る。

11 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

イ. 監査役会が要求した場合は、監査役の職務執行に支障の無い様、適切かつ迅速に費用又は債務の処理を行う。

12 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図る。
- ロ. 取締役は、監査役が会計監査人、内部監査部門及び子会社監査役との連携を通して、実効的な監査が行えるよう協力する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は「内部統制システム構築の基本方針」に基づく体制の整備、運用を行い内部統制システムのさらなる充実を図るよう努めております。平成28年度の運用状況に関する概要は以下のとおりです。

1 内部統制システム推進体制

- イ. 当社では社長の指示に従い全社的な「内部統制システム推進体制」を構築するために、社長より任命された企画本部長を委員長とする「トータルリスク・内部統制委員会」を設置しております。平成28年度において同委員会を4回開催し、リスク管理体制のほか東京証券取引所によるコーポレートガバナンス・コードの適用などコーポレート・ガバナンスの充実並びに従前の財務報告に係る内部統制報告制度への対応などについて審議しております。同委員会の審議結果に基づく提言や報告を、適宜経営会議体及び社長をはじめとする当社役員に行いました。

2 リスク管理体制

- イ. 経営諸活動全般に係るすべてのリスクを網羅的に把握、評価し、優先すべき重要なリスクを期初に選定し、その重要なリスクについて適正な対応がなされているか、経営レベルで継続的に確認、管理するトータルリスクマネジメントを実践しております。重要なリスクについて経営者により適正な対応がなされているか、「トータルリスク・内部統制委員会」が定期的にモニタリングを行いました。

- ロ. 「全社リスク管理・決裁規準」に基づき各事業本部に設置した「本部内リスク管理検討会議」にて自主リスクチェックを行い、経営に対する影響が大きい事業運営上のリスクについてリスク管理を行いました。
- ハ. 業務執行部門のリスク管理状況について、独立性及び客観性を持つ監査部が社内規程に基づき各事業本部の自主リスクチェックの状況を確認しました。また、年間の監査計画に基づきグループ会社について内部監査を実施しました。
監査結果については、取締役会及び経営会議並びに監査部担当役員に監査部が報告を行いました。

3 コンプライアンス体制

- イ. 「コンプライアンス運営規程」に基づき平成28年度において「コンプライアンス委員会」を4回開催し、当社及び子会社のコンプライアンス強化のため、全社横断的な情報交換及び情報の周知を行いました。特に独占禁止法の遵守については、平成28年度において「独占禁止法遵守監視委員会」を4回開催し、継続的に監視を徹底しております。
- ロ. 「企業行動規準」の遵守について、新入社員研修及び子会社新任役員研修におけるコンプライアンス研修並びにコンプライアンスeラーニングを実施し、継続的に当社及び子会社の役職員に対する教育、啓発活動を実施しました。
- ハ. 当社では法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見のため、当社及び子会社並びにその取引先の全役職員等から相談や通報を直接受ける「ヘルプライン」（内部通報制度）を設けており、公益通報者保護法に準拠した「不正通報、相談制度の運用に関する規程」に基づき、通報があった場合は適切に対応しております。

4 グループ管理体制

- イ. 子会社各社へ取締役及び監査役を派遣し監督を行うことに加え、「グループ経営管理規程」に基づく当社による決裁制度及び当社への報告制度を通じて管理、監督を行っております。
- ロ. 平成28年度において「子会社リスク管理運営要領」に基づき、子会社において優先すべき重要なリスクの選定及びその重要なリスクについて適正な対応がなされているか当社所管部署を通じて確認・監督を行い、企業集団内でリスクが顕在化しないようリスクの一層の低減を図るよう努めております。

連結計算書類

▶ 連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
〔資産の部〕	1,096,735
流動資産	537,372
現金及び預金	119,811
受取手形及び売掛金	261,673
商品及び製品	4,090
仕掛品	35,585
原材料及び貯蔵品	5,976
繰延税金資産	10,791
短期貸付金	56,495
その他	46,248
貸倒引当金	△3,300
固定資産	559,362
有形固定資産	369,257
建物及び構築物	61,403
機械装置及び運搬具	44,789
土地	249,265
リース資産	8,515
建設仮勘定	2,033
その他	3,250
無形固定資産	29,761
のれん	14,348
その他	15,413
投資その他の資産	160,342
投資有価証券	88,170
長期貸付金	31,488
退職給付に係る資産	6,697
繰延税金資産	17,450
その他	17,285
貸倒引当金	△749
資産合計	1,096,735

(単位：百万円)

科 目	金 額
〔負債の部〕	729,126
流動負債	429,483
支払手形及び買掛金	195,849
短期借入金	61,756
1年内償還予定の社債	15,000
リース債務	2,433
未払法人税等	13,736
繰延税金負債	536
前受金	72,904
保証工事引当金	10,542
受注工事損失引当金	15,857
資産除去債務	9
その他	40,857
固定負債	299,642
社債	40,000
長期借入金	148,419
リース債務	7,312
繰延税金負債	50,316
退職給付に係る負債	12,777
役員退職慰労引当金	425
資産除去債務	1,284
再評価に係る繰延税金負債	18,616
その他	20,490
〔純資産の部〕	367,608
株主資本	205,376
資本金	44,384
資本剰余金	18,808
利益剰余金	146,961
自己株式	△4,778
その他の包括利益累計額	44,993
その他有価証券評価差額金	9,957
繰延ヘッジ損益	△6,611
土地再評価差額金	41,263
為替換算調整勘定	5,595
退職給付に係る調整累計額	△5,211
新株予約権	236
非支配株主持分	117,002
負債及び純資産合計	1,096,735

▶ **連結損益計算書** (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		731,464
売上原価		672,579
売上総利益		58,885
販売費及び一般管理費		50,580
営業利益		8,304
営業外収益		
受取利息	4,532	
受取配当金	1,138	
持分法による投資利益	5,548	
その他	2,064	13,283
営業外費用		
支払利息	3,417	
為替差損	1,889	
デリバティブ評価損	204	
その他	1,217	6,728
経常利益		14,859
特別利益		
固定資産処分益	27,259	
投資有価証券売却益	294	
負ののれん発生益	272	27,826
特別損失		
固定資産処分損	1,055	
減損損失	5,090	
投資有価証券売却損	2	
投資有価証券評価損	10	
関係会社出資金評価損	5	
関係会社株式評価損	272	
段階取得に係る差損	436	
係争解決金	1,084	
訴訟損失引当金繰入額	714	8,672
税金等調整前当期純利益		34,014
法人税、住民税及び事業税	11,612	
法人税等調整額	3,839	15,452
当期純利益		18,562
非支配株主に帰属する当期純利益		6,368
親会社株主に帰属する当期純利益		12,194

計算書類

▶ 貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
〔資産の部〕	507,231
流動資産	206,693
現金及び預金	43,873
受取手形	1,466
売掛金	102,182
製品	2,985
仕掛品	26,113
原材料及び貯蔵品	1,925
前渡金	857
前払費用	52
繰延税金資産	5,216
短期貸付金	4,091
その他	19,968
貸倒引当金	△2,040
固定資産	300,538
有形固定資産	130,064
建物	15,738
構築物	7,906
ドック船台	766
機械及び装置	11,280
船舶	12
車両運搬具	161
工具器具備品	1,167
土地	86,323
リース資産	5,408
建設仮勘定	1,297
無形固定資産	1,410
特許権	78
ソフトウェア	1,262
その他	69
投資その他の資産	169,063
投資有価証券	31,461
関係会社株式	105,728
出資金	10
関係会社出資金	4,995
長期貸付金	129
従業員に対する長期貸付金	0
関係会社長期貸付金	4,313
破産更生債権等	37
長期前払費用	13
前払年金費用	13,712
繰延税金資産	7,244
その他	1,818
貸倒引当金	△401
資産合計	507,231

(単位：百万円)

科 目	金 額
〔負債の部〕	376,445
流動負債	200,148
支払手形	19,601
買掛金	38,820
短期借入金	11,690
1年内返済予定の長期借入金	28,172
1年内償還予定の社債	15,000
リース債務	2,014
未払金	7,680
未払費用	6,617
未払法人税等	2,151
前受金	37,982
預り金	22,966
保証工事引当金	2,275
受注工事損失引当金	4,876
訴訟損失引当金	297
その他	2
固定負債	176,297
社債	40,000
長期借入金	84,861
リース債務	4,325
再評価に係る繰延税金負債	17,711
関係会社事業損失引当金	27,019
特別環境保全費用引当金	1,230
資産除去債務	560
その他	587
〔純資産の部〕	130,785
株主資本	84,615
資本金	44,384
資本剰余金	18,154
資本準備金	18,154
利益剰余金	26,855
その他利益剰余金	26,855
特別償却準備金	1,042
固定資産圧縮積立金	2,447
繰越利益剰余金	23,364
自己株式	△4,778
評価・換算差額等	45,933
その他有価証券評価差額金	8,982
繰延ヘッジ損益	586
土地再評価差額金	36,363
新株予約権	236
負債及び純資産合計	507,231

▶ **損益計算書** (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		266,550
売上原価		236,454
売上総利益		30,096
販売費及び一般管理費		15,195
営業利益		14,900
営業外収益		
受取利息	144	
受取配当金	4,711	
その他	833	5,689
営業外費用		
支払利息	1,071	
社債利息	446	
その他	911	2,428
経常利益		18,161
特別利益		
固定資産処分益	27,242	
投資有価証券売却益	195	27,438
特別損失		
固定資産処分損	752	
減損損失	3,498	
投資有価証券売却損	2	
投資有価証券評価損	3	
関係会社株式評価損	8,955	
関係会社出資金評価損	5	
関係会社事業損失引当金繰入額	26,893	
訴訟損失引当金繰入額	297	
係争解決金	1,084	41,491
税引前当期純利益		4,107
法人税、住民税及び事業税	3,540	
法人税等調整額	164	3,705
当期純利益		402

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

三井造船株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中輝彦	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山茂盛	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武田芳明	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井造船株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井造船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

》 計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

三井造船株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 輝 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋 山 茂 盛 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武 田 芳 明 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井造船株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

》 監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第114期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社へ赴き、事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を企業会計審議会が公表する諸基準並びに日本公認会計士協会が公表する諸規則等に準拠して整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月19日

三井造船株式会社 監査役会

常勤監査役	入	江	泰	雄	㊟
常勤監査役	平	岩	隆	弘	㊟
監査役	遠	藤	修	一	㊟
監査役	田	中	浩	一	㊟

(注) 監査役遠藤 修及び監査役田中浩一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図詳細(地下ルート)



三井造船本社 (浜離宮三井ビルディング)

- ① 汐留方面出口(地下)より「都営地下鉄新橋駅」の看板を見て直進。階段を下る。
- ② 「PLAZA」「タワーレコード」を見ながらシオサイト地下道を直進。
- ③ 「マクドナルド」手前右手のエスカレーターで1フロア昇る。
- ④ エスカレーターを昇ったら右手の自動ドアから屋外の階段に出る。
- ⑤ 階段を上がったなら環状2号線沿いに進み、首都高速下の交差点へ。
- ⑥ 首都高速下の横断歩道をベルサール汐留側に渡り、右折。
- ⑦ 浜離宮側に再度横断歩道を渡り、左折して新大橋通り沿いに進む。

株主総会会場ご案内図



会場

東京都中央区築地5丁目6番4号
浜離宮三井ビルディング 2階

※受付開始時刻は、**午前9時15分**を予定しております。
 ※駐車場はございませんので、お車でのご来場は、ご遠慮ください。

交通

JR線・銀座線「新橋」駅 —— 徒歩15分
 都営浅草線「新橋」駅 —— 徒歩15分

※汐留方面出口(地下)よりシオサイト地下道を直進、カレッタ汐留(電通本社ビル)から地上へ出て(詳細は前頁)首都高速下横断歩道を渡り右折。新大橋通り沿いに進む。

都営大江戸線「汐留」駅 —— 新橋駅方面改札より徒歩5分

都営大江戸線「築地市場」駅 - **A1** または **A2** 出口より徒歩5分

日比谷線「築地」駅 —— 築地本願寺方面改札 **1番** または **2番** 出口より徒歩12分



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォントを
 採用しています。